

MY企業年金通信

前号までは、こちらのURL（企業年金の広場）からご覧いただけます。
<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/consulting/plaza/index.html>

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応事項（※）	あり			なし

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴うDBへの影響について

ポイント

確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（以下「税改省令」）が令和4年1月21日に公布（注1）され、同日に関連通知も発出（注2 次頁）されました。主に令和6年12月1日施行されるDBに関係する内容をご案内いたします。

なお、同省令及び関連通知に関し、パブリックコメントの結果（注3 次頁）が公示されましたが、提出意見を踏まえた案の修正はありませんでした。

弊社幹事の規約型および基金型企业年金については、令和4年5月以降順次、他制度掛金相当額に関する変更規約等をご案内する予定です。

1. 税改省令附則関係

○企業型DCの拠出限度額に関する経過措置の適用終了要件等：

- ・税改政令（注4 次頁）附則第2項の厚生労働省令で定める場合（経過措置の適用終了要件）は、税改政令附則第2項本文の適用を受ける企業型DC（注5 次頁）を実施している事業主（以下「適用対象事業主」）が、次の①～④に該当したとき

①施行日以後を適用日として企業型DC規約のうち「事業主掛金の額の算定方法その他その拠出に関する事項（注6 次頁）」を変更する規約変更を行った場合

②他制度に加入する者に係る事業主掛金（企業型年金加入者掛金を拠出する場合は、企業型年金加入者掛金を含む）について、改正前の拠出限度額である月額2.75万円を超えて拠出した場合（注7 次頁）（①に掲げる場合を除く）

③施行日以後に新たにDBの実施事業所となった場合（注8 次頁）

④税改省令の施行の際現にDBを実施しているときは、
 (a)「DBの給付種類、受給要件、額の算定方法及び給付の方法に関する事項（注9 次頁）」について、財政再計算（注10 次頁）を伴う規約変更を行った場合（注11 次頁）
 (b)DBの実施事業所でなくなった場合（注12 次頁）

- ・経過措置の適用終了要件に該当したときは、適用対象事業主は速やかに、その旨を企業型記録関連運営管理機関に通知（注13 次頁）

○DB規約変更の特例：

- ・規約型企业年金であって、令和6年12月1日前に、財政再計算を行うことなく他制度掛金相当額に関する事項をDB規約に定める規約変更は「特に軽微な変更」に該当

○施行時期：令和6年12月1日

ただし、DB規約変更の特例は、令和4年1月21日

（注1）確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第13号）
<https://kanpou.npb.go.jp/old/20220121/20220121g00015/20220121g000150001f.html>

<次頁（裏面）に続きます>

ポイント

2. 確定拠出年金法施行規則関係

○改正概要：

ＤＢ事業主等（注14）は電磁的方法により、次の①～④のＤＢ加入者情報を企業年金連合会經由国民年金基金連合会に通知（注15）することを義務化（※）

①基礎年金番号・性別・生年月日 ②事業主名称 ③他制度掛金相当額 ④他の必要情報（注16）

（※）弊社幹事の規約型および基金型企業年金については弊社よりＤＢ加入者情報を企業年金連合会經由国民年金基金連合会に通知（2021年12月ご案内資料「確定給付企業年金実施事業主・基金の対応事項について」ご参照）

○施行時期：令和6年12月1日

3. 確定給付企業年金法施行規則関係

○改正概要：

- （１）ＤＢ代表（注17）によるＤＢ事業主への規約変更内容及び変更日に関する情報の遅滞なき提供
- （２）規約変更日前の期間に係る給付増額（注18）をその他の給付の設計の軽微な変更から除外

○施行時期：令和6年12月1日

（注2）通知「『税改省令』の公布について」（令和4年1月21日年発0121第1号）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000210966.pdf

通知「『ＤＢ制度について』等の一部改正について」（令和4年1月21日年発0121第3号）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000210969.pdf

通知「ＤＣの拠出限度額の見直しについて」【一部改正】（令和4年1月21日年発0121第1号）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000210970.pdf

通知「『ＤＢの規約の承認及び認可の基準等について』等の一部改正について」（令和4年1月21日年発0121第3号）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000210972.pdf

通知「『ＤＣにおける他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について』の一部改正について」（令和4年1月21日年発0121第5号）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000210974.pdf

（注3）パブリックコメントの結果について

省令 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000229721>

通知 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000229763>

（注4）確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和3年政令第244号）

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20210901/20210901g00199/20210901g001990006f.html>

（注5）確定拠出年金法（以下「ＤＣ法」といいます）第2条第2項に規定する企業型年金

（注6）ＤＣ法第3条第3項第7号に掲げる事項

（注7）企業型ＤＣ規約において、ＤＣ法施行令第11条を引用することによって、拠出する事業主掛金額が「5.5万円－他制度掛金相当額」で算定される事業主において、他制度掛金相当額が2.75万円を下回ると、拠出する事業主掛金が自動的に2.75万円を超えることになります。また、給与に一定の率を乗じることで掛金額を算出する企業型ＤＣ規約の場合も、自動的に2.75万円を超えることがあり得ます。こうした場合に、ＤＣ法第3条第3項第7号に掲げる事項を変更する規約変更がないにもかかわらず、事業主掛金が自動的に2.75万円を超え拠出されることを防ぐため、改正前の拠出限度額である月額2.75万円を超えて拠出しようとする場合（改正後を適用する場合）も経過措置の適用を終了することとしたもの。

（注8）石炭基金会員、学校法人等及び厚生年金基金の設立事業所となる場合を含む

（注9）確定給付企業年金法（以下「ＤＢ法」といいます）第4条第5号に掲げる事項。具体的には、確定給付企業年金規約例（事務連絡）のうち規約型確定給付企業年金の場合における第3章第7条～第8条、第4章第10条～第38条が該当（企業型確定拠出年金の拠出限度額に係る経過措置に関するＱ＆Ａの5番の回答）

（注10）ＤＢ法第58条第1項若しくは第2項又は第62条の規定に基づく掛金の額の再計算

（注11）石炭鉱業年金基金、厚生年金基金（プラスアルファ部分）についても同様の場合

（注12）石炭基金会員、学校法人等及び厚生年金基金の設立事業所でなくなった場合を含む

（注13）適用対象事業主が、ＤＣ法第2条第7項第1号に規定する記録関連業務の全部を行う場合はこの限りではない

（注14）ＤＢ事業主及び基金型企業年金（以下「基金」といいます）

（注15）加入者及び加入者であった者に関する情報の管理業務を、確定給付企業年金法第93条に規定する法人に委託している場合には、通知を当該法人及び企業年金連合会の順に經由して行う

（注16）国民年金基金連合会が必要と認めるもの

（注17）ＤＢ規則第8条第2項に定める二以上の事業主で実施するＤＢ制度の代表事業主。基金の場合は、基金

（注18）当該増額に係る実施事業所の事業主が企業型ＤＣを実施している場合に限る

○別添資料（詳細版）：

『確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴うＤＢへの影響について』